

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年10月6日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課

電話番号 054-221-3506

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

文政第165号

(2) 業務名

令和2年度静岡県舞台芸術公園利活用可能性調査業務委託

(3) 業務概要

静岡県舞台芸術公園の利用状況や抱える課題等について調査分析し、地域コミュニティの活性化につなげるための利活用案を作成する。

(4) 業務期間

契約日から令和3年3月12日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格（営業種目：調査）又は建設関係業務委託に係る競争入札参加資格（建築関係建設コンサルタント）の認定を受けている者であること。

(2) 本業務に従事する職員を複数名配置できること。

(3) 平成29年度以降に国又は地方公共団体等が発注したもので、まちづくり、観光振興又は文化振興に関する年間契約5百万円以上の調査業務を、元請として1件以上実施していること。（複数年契約の場合は、平均で年間5百万円以上となる業務であること。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年集用第103号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

令和2年10月6日（火）から令和2年10月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

### (2) 配布場所

上記2に同じ

### (3) 配布方法

無料で直接配布する。

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出

### (1) 提出方法

本入札に参加を希望する者は、令和2年10月16日（金）正午までに、入札参加資格確認申請書等を持参ないし郵送により（簡易書留に限る。電送による申請は認めない。）提出し、上記4の資格を有することの確認を得なければならない。

### (2) 提出場所

上記2に同じ

## 7 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和2年10月22日（木）午後2時15分

### (2) 入札の場所

静岡県庁別館8階第2会議室

### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若し

くは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 詳細は入札説明書による。